

佐賀県告示第九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
昭和五十九年佐賀県告示第四百号で定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (二) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び鳥栖市農林課に備え置いて縦覧に供する。〕